

第3次 与謝野町交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)



与 謝 野 町

ま　え　が　き

与謝野町は、町民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、「与謝野町交通安全計画」を策定し、町民の理解と協力を得ながら、国、府、市町村、警察、関係機関・団体そして地域が一体となり、様々な交通安全対策を講じてきた。その結果、交通事故発生件数及び負傷者数は年々減少傾向にあり、平成24年以降「与謝野町交通安全計画」の目標80人を下回るなど、施策に対し着実に成果を上げてきたところである。

しかしながら、全国的な道路交通状況を見ると、交通事故発生件数及び負傷者数は依然として高い水準で推移しており、また、京都府内においても京都市東山区祇園や亀岡市における悲惨な交通事故、悪質な飲酒運転、今後ますます増加が懸念される高齢者の交通事故など、今なお多くの課題が見られるところである。

交通事故の防止は、国、府、市町村、警察、関係機関・団体のみならず、府民ひとり一人が交通安全の大切さを絶えず認識しながら、全力を挙げて取り組まなければならぬ重要な問題であり、人命尊重理念の下に、交通事故のない安心・安全の与謝野町の実現に向けて、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことが必要であり、総合的かつ長期的な交通安全対策を一層強力に推進する必要がある。

このような観点から、与謝野町では、安全で円滑・快適な交通社会を実現するため、平成28年度から平成32年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等として、「与謝野町交通安全計画」を定めるものである。

この与謝野町交通安全計画に基づき、国、府、市町村、警察、与謝野町交通安全対策委員会等の関係機関・団体においては、交通の現状や地域の実情等を踏まえ、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

目 次

計画の基本的考え方	-----	1
第1章 道路交通の安全		
第1節 道路交通事故のない与謝野町を目指して	-----	3
1 道路交通事故のない与謝野町を目指して		
2 歩行者の安全確保		
3 地域の実情を踏まえた施策の推進		
4 役割分担と連携強化		
5 交通事故被害者等の参加・協働		
第2節 道路交通の安全についての目標	-----	4
I 道路交通事故の現状と今後の見通し		
1 道路交通事故の現状		
2 道路交通事故の見通し		
II 交通安全計画における目標		
第3節 道路交通の安全についての対策	-----	6
I 今後の道路交通安全対策を考える視点		
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項		
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	-----	7
(2) 歩行者及び自転車の安全確保		
II 講じようとする施策		
1 道路交通環境の整備	-----	8
(1) 生活道路等における高齢者・子供等の安心・安全な歩行空間の整備		
(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	-----	9
(3) 災害に備えた道路交通環境の整備		
2 交通安全思想の普及徹底	-----	10
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	-----	11
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	-----	14
(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	-----	15
3 安全運転の確保		
(1) 運転者教育等の充実		
4 救助・救急活動の充実	-----	16
5 被害者支援の充実と推進		

第2章 鉄道交通の安全 ----- 17

第1節 鉄道事故・踏切事故のない社会を目指して

第2節 講じようとする施策

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 4 救助・救急活動の充実

計画の基本的な考え方

1 交通事故のない社会を目指して

真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、町民すべての願いである安心で安全に暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関を始め、交通安全の確保は、安心で安全な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指し、また、交通事故被害者の存在に思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶を図るものとする。

2 人優先の交通安全思想

自動車と比較して弱い立場にある歩行者、中でも高齢者、子供、障害者等に対して、配慮や思いやりの気持ちを持ち、安全を一層確保することが必要となる。このように「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していくことが重要である。

3 「人間」「交通機関」「交通環境」の三要素

本計画においては、このような観点から、交通社会を構成する「人間」、車両等の「交通機関」及びそれらが活動する場としての「交通環境」の三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の調査・分析や、政策評価を充実させ、その成果も踏まえ、適切かつ効果的な施策を総合的に策定し、これをすべての町民の理解と協力の下、強力に推進することとする。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、運転の管理の改善等を図るとともに、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化を図る。また、交通社会に参加する町民一人ひとりが、自ら安心で安全な交通社会を構築していくこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させるとともに、すべての町民が交通社会における責務を自覚し、交通法規が遵守されるよう徹底する。

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結びつかないように、不斷の技術開発により、車両等の構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮し

つつ、高い安全水準を常に維持させるために必要な措置を講じ、さらに、車両の安全性等が確保できる体制をなお一層充実させる。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るとともに、交通環境の整備に当たっては、人優先の考え方の下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させる。

特に、道路交通においては、通学路、生活道路、幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

4 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に、負傷者の救命を図り、また、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実を図るとともに、交通事故被害者等（交通事故の被害者及びその家族又は遺族。以下同じ。）も対象とした犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図る。

5 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、関係機関・団体の緊密な連携の下に施策を推進することはもとより、それぞれが責任を担いつつ、町民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、与謝野町が行う交通の安全に関する施策の計画段階から町民が参加できる仕組みづくり、町民が主体的に行う交通安全総点検、地域の特性に応じて行う交通安全活動等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

6 効果的・効率的な対策の実施

地域の交通実態に応じて、少ない予算で最大限の効果を上げることができるように対策に集中して取り組み、交通の安全に関する施策を相互に有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施する。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有することから、自動車交通総量の抑制等によりこれらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用のあり方も視野に入れた取組を行う。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない京都府を目指して

1 道路交通事故のない京都府を目指して

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指すべきである。一方で、近年、高齢者人口の増加並びに高齢運転免許保有者の増加、高齢者や歩行者等が関係する死亡事故が依然として多く、中でも高齢歩行者による道路横断中の事故の割合は高くなっている。

このような状況において、今後、本計画で定める道路交通安全について目標を達成し、町民すべての願いである安心で安全な道路交通を実現していくために、これまでの対策を深化させ、様々なきめ細かな対策を着実に推進していく。

2 歩行者の安全確保

京都府内では、交通事故死者数に占める歩行者の割合が高くなってしまっており、与謝野町においても同様である。人優先の交通安全思想の下、歩道の整備等により歩行者の安全確保を図るとともに、歩行者に対しては、あらゆる機会を通じて、安全な歩行・横断方法や、夜間の歩行時における反射材着用の有効性を理解させることが重要である。

3 地域の実情を踏まえた施策の推進

交通安全に関しては、様々な施策メニューがあるが、京都府、与謝野町がそれぞれの地域の実情に即した、その地域に最も効果的な施策の組合せを、地域が主体となって行うべきである。特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりの中で実現していくことが有効であるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な行政機関の役割が極めて大きい。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

4 役割分担と連携強化

京都府、与謝野町、宮津警察、関係機関・団体等のほか、学校、家庭、職場、企業等それが責任を持つつ役割分担しながらその連携を強化し、また、地域住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面においてそれが責任を担いつつ、主体的な形で積極的に参加し、交通安全総点検や地域の特性に応じて行う交通安全活動等に、参加・協働していくことが有効である。

5 交通事故被害者等の参加・協働

交通事故被害者等は、交通事故により家族を失い、傷害を負わされるなど交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被

害者等の参加や協働は重要である。

第2節 道路交通の安全についての目標

I 交通事故の現状と今後の見通し

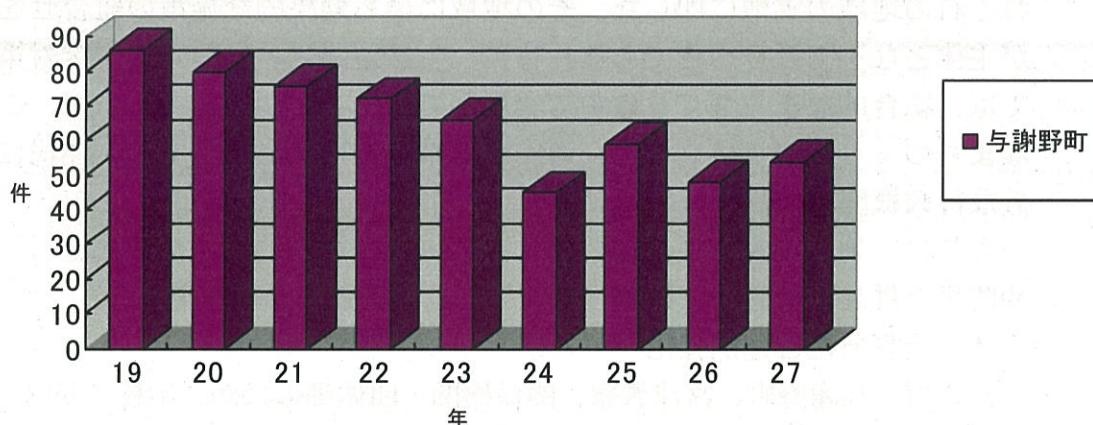
1 道路交通事故の現状

与謝野町は、京都府北部、日本海に面した丹後半島の尾根を背景として、南は福知山市、東は宮津市、北は京丹後市などに接している。総面積108平方キロメートルの範囲に約2万4千人が暮らしており、南北約20キロメートルの間に町並みや集落が連なるまとまりの良い地域である。

幹線道路は、国道176号、178号、312号の主要3線が通り、それを軸に東西南北に複数の府道、町道が延び、丹後の玄関口として交通の要所となっている。

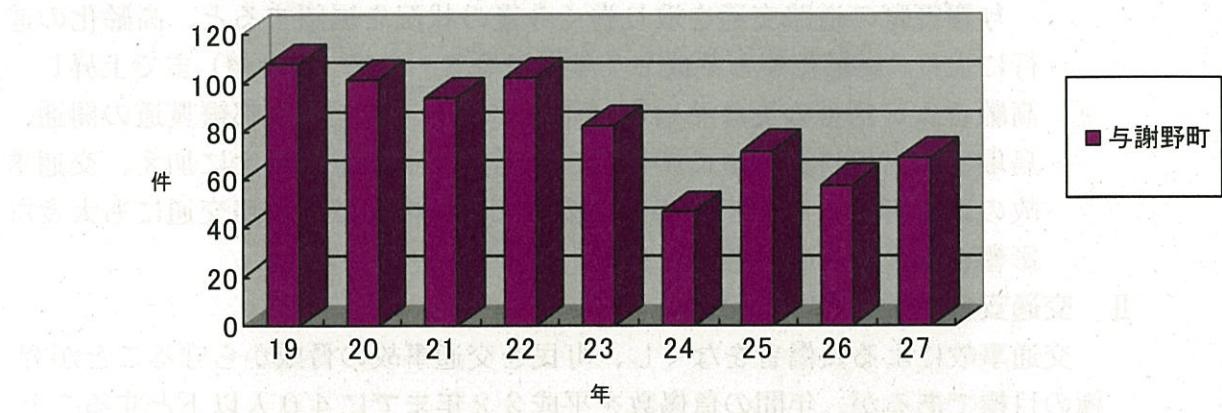
町内における交通事故の発生件数は、平成18年以降ゆるやかに減少しており、平成24年には最も少ない45件となった。しかしながら、平成25年、平成27年の発生件数は前年と比較すると増加していることが受けられる。また、負傷者数においても、平成24年には過去10年において最も少ない47人となっているが、平成24年以降、発生件数と同様増加している。

交通事故発生件数



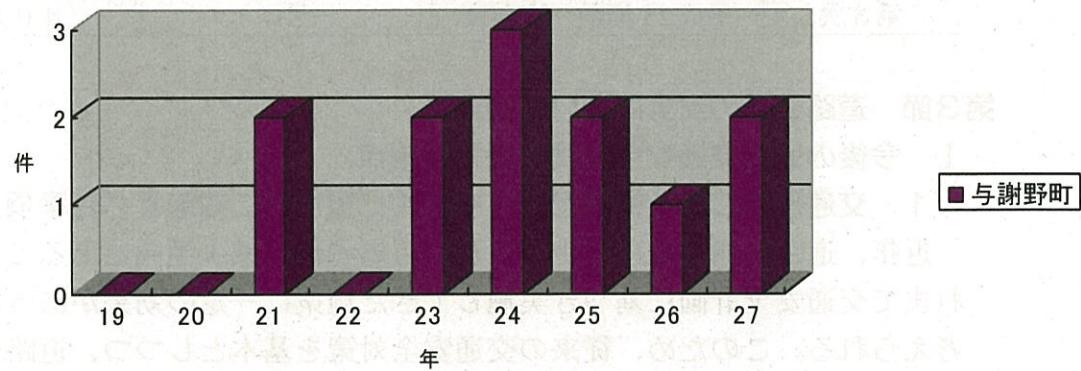
	19	20	21	22	23	24	25	26	27
与謝野町	86	80	76	72	66	45	59	48	54
合計	86	80	76	72	66	45	59	48	54

交通事故負傷者数



	19	20	21	22	23	24	25	26	27
与謝野町	108	101	94	102	82	47	72	58	69
合計	108	101	94	102	82	47	72	58	69

交通事故死者数



	19	20	21	22	23	24	25	26	27
与謝野町	0	0	2	0	2	3	2	1	2
合計	0	0	2	0	2	3	2	1	2

死者数は、過去10年で毎年若干名の死者で推移をしており、中には死者数が0名を達成した年もある。死者者の傾向として65歳以上の高齢者、歩行中における事故、時間帯は早朝または夜間における事故が比較的多い。

2 道路交通事故の見通し

与謝野町の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、高齢化の進行により、高齢化率も平成27年には33.3%（推計値）まで上昇し、高齢者人口割合の更なる増加が見込まれる。また、京都縦貫道の開通、鳥取豊岡宮津自動車道の整備など、道路交通の量的拡大に加え、交通事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

II 交通安全計画における目標

交通事故による負傷者をなくし、町民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標であるが、年間の負傷数を平成32年までに40人以下とすること及び交通事故による死者数をゼロに近づけることを目指すものとする。

そのため、国及び府の関係機関、町の関係機関・団体は、町民の理解と協力の下、第3節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進する。

【参考】過去の計画における数値目標

計画	計画期間	交通事故死者数	交通事故負傷者数
第1次	平成21年度～22年度	限りなくゼロ	80人以下
第2次	平成23年度～27年度	ゼロ	80人以下
第3次	平成28年度～32年度	ゼロ	40人以下

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項

近年、道路交通事故の発生件数及び負傷者数が減少傾向にあることは、これまで交通安全計画に基づき実施してきた施策に一定の効果があったものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、道路交通を取り巻く情勢の変化を踏まえ、また実際に発生した交通事故の情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限り、目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

本計画においては、

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 調査研究の充実

といった8つの柱により、交通安全対策を実施することとし、次のように

な視点を重視して今後の対策の推進を図っていくものとする。

(1) 高齢者及び子供の安全確保

交通事故死者に占める高齢者の割合が高水準で推移していること、今後も一層の高齢化が進行すること等から、高齢者が安心して安全に外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

このため、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの交通行動に応じた対策を構築すべきである。

また、高齢者が日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等と連携した諸対策を実施していくことや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多い実態を踏まえ、地域における見守り活動などを通じ生活に密着した交通安全活動を充実させること等総合的な交通安全対策を推進することが重要である。さらに加齢による身体機能の変化に関わりなく、高齢者が交通社会に参加することを可能にするため、多様な人々が利用しやすい町や生活環境を設計するとの考え方に基づき、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要である。

また、子供を交通事故から守るため、通学路等において、歩道等の歩行空間の確保を積極的に推進するとともに、子供が自ら安全行動と危険回避行動を取ることができる能力を身につけさせる交通安全教育を行う必要がある。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

安心で安全な社会の実現を図るためにには、歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子供にとって身近な道路における安全性を高めることがより一層求められている。

このような情勢等を踏まえ、「人優先」の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者が安心で安全に利用できる整備を推進していく必要がある。自転車については、自転車等に衝突された場合には被害者となりやすい一方で、歩行者等に衝突した場合には加害者となりやすいため、それぞれの対策を講じる必要がある。

また、自転車利用者は、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

さらに、自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者との共存ができるよう、地域の特性に応じた自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要がある。

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまで京都府、宮津警察署等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されているものの、更なる事故防止を図るため、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要がある。

今後、道路交通環境の整備を考えるに当たっては、京都府公安委員会及び道路管理者が連携し、事故要因や有効な対策について十分な分析を行った上で、地域の実情を踏まえつつ、また、地元住民が計画や事業の実施に積極的に参画・協力していく仕組みを活かすなど、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進する。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障害者が安心して安全に外出できる交通社会の形成を図る観点から、安心・安全な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図ることとする。

交通安全施設等の整備に当たっては、交通事故が多発しているなど道路交通安全の観点から問題が生じている箇所ごとに、事故の特性や発生要因について分析を行い、その結果を踏まえて対策を講じることとし、着実に事故削減を図ることとする。

(1) 生活道路等における高齢者・子供等の安心・安全な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とは言えず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく。特に交通の安全を確保する必要がある道路においては、歩道等の整備、効果的な交通規制を推進するとともに、車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の交通が分離された安全な道路交通環境を形成するように努めることとする。

① 生活道路における交通安全対策の推進

公安委員会と道路管理者が連携し、自動車の速度の抑制、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備等を進め、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。特に交通事故の多いエリアでは、国、自治体、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を

推進する。

② 通学路等の歩道整備等の推進

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、道路管理者、警察、教育委員会、学校等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、歩道等の整備が困難な地域においては、路側帯の設置やカラー舗装等の簡易な方法を含めて、安心・安全な歩行空間の創出を推進する。

③ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含めすべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備するとともに、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。

また、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

交通安全施設の整備については、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

① 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において「人優先」の考え方の下、「ゾーン30」等の整備による車両速度の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

② 歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障害者等を含めすべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する。

③ 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じた交通規制等を実施するため、既存の交通規制等が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうか等、交通事故発生状況等を勘案しつつ、生活道路における交通規制等を見直すなど、積極的に推進する。

(3) 災害に備えた道路交通環境の整備

豪雨・豪雪、地震、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

また、災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握したうえで、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して町民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）に沿って、与謝野町交通指導員を中心に、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代が高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。また、地域の見守り活動等を通じ、地域ぐるみで高齢者の安全確保に取り組む。さらに、自転車利用者に対しては、自転車は車両であり、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに、交通マナーを実践しなければならないことの理解を徹底させるよう自動車教習所をはじめ専門的知識を有する民間企業や、学校、警察、関係機関・団体や交通ボランティアの協力も得ながら、各年齢

層の発達段階や利用実態に応じた段階的な自転車交通安全教育を実施する。交通安全教育・普及啓発活動については、京都府、市町村、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、情報を共有し、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに検証・評価を行い必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育が出来るよう努める。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園・保育所（園）及び認定こども園においては、家庭及びPTA、保護者会等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用し、親子交通教室、祖父母交通教室を開催するなど、分かりやすい指導に努めるとともに、教職員、保育士の指導力向上に努める。

② 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自転車等の乗り物の安全な利用や特性の理解、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

③ 中学生・高校生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやり

をもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、事故によって生じる被害の大きさや責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。また、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進する。

④ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転免許取得時及び運転免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目指とし、京都府公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。

⑤ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、京都府及び与謝野町、は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、対象となる高齢者と同世代の高齢者交通安全指導者の育成を図り、より効果的な交通安全指導を目

指す。また、関係団体、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に運転免許をもたないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。

この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また、高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

さらに、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、祖父母を対象とした幼稚園、保育所（園）及び認定こども園における交通教室を開催し、子ども、親の三世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

⑥ 身体障害者に対する交通安全教育の推進

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りDVDの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。

（2）交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための運動として、京都府交通対策協議会の構成機関、与謝野町交通安全対策委員会等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等府内の交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、

必要に応じて地域の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるように努める。

② 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

③ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発及び指導に努め、正しい使用の徹底を図る。

④ 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者や自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施や関係機関・団体と協力した反射材用品等の啓発活動の実施を推進する。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要があるが、歩行中の交通事故死者数の中に占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。

⑤ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転は、重大交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪行為である。この悲惨な交通事故の要因となる飲酒運転の根絶を図るため、飲酒運転の危険性や違法性、飲酒事故を起こした時の社会的責任や大小の大きさ等の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。

⑥ 危険ドラッグ対策の推進

麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等に危険ドラッグに関する内容を盛り込み関係機関へ配布するとともに、教育機関等へ危険ドラッ

グの危険性・有害性に関する啓発活動を行う等、普及啓発を図る。

⑦ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、与謝野町有線テレビ、広報誌、インターネットをはじめ防災行政無線、CATV文字放送等の広報媒体を活用して、実効の挙がる広報を行う。

⑧ その他の普及啓発活動の推進

ア 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性について理解を求めるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識の高揚を図る。

イ 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が発生する傾向にあることから、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、各種広報媒体を活用するなどして自動車の前照灯の早期点灯を促すとともに、反射材の活用を促進する。

（3）交通の安全に関する各種団体の主体的活動の推進等

交通安全を目的とする団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。

① 与謝野町交通安全対策委員会の強化

与謝野町交通安全対策委員会は、交通安全運動の推進母体として広く町民の意思を行政に反映させるとともに、町民の理解と協力の下に、与謝野町交通指導員を中心に効果的な交通安全対策を推進する。

② 地域の交通安全団体との連携

宮津交通安全協会の地域各支部や、各種交通安全推進団体との連携をより一層図り、交通安全対策を推進する。

③ 交通安全団体の確立

交通安全運動を幅広く推進するため、各種団体の中に交通安全を推進する組織づくりを促進する。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図る。

（1）運転者教育等の充実

運転者を育成するため、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を促進する。

① 高齢運転者対策の充実

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用促進に努める。また、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置の充実を推進する。

② シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種教室・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等を積極的に行う。

4 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

5 被害者支援の充実強化と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な損害賠償を求められるケースもあり、誰もが自転車事故の加害者となり、また被害者となることを十分踏まえ、事故発生時における被害者の救済を図るため、損害賠償保険等への加入を促進するほか、京都府が実施する「交通遺児奨学金等支給事業」を始めとする各種奨学金制度などの周知を図る。

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故・踏切事故のない社会を目指して

鉄道は町民生活に欠くことのできない交通手段である。

一たび列車の衝突や脱線等が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがある。また、全国的には、ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触する事故等の人身障害事故と踏切傷害事故を併せると運転事故全体の約87%を占めていることから、このような事故を防止する必要性が高まっている。

また、踏切事故は長期的には減少傾向にあるが、一方では、改良をすべき踏切道がなお残されている現状にある。

このため、町民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、各種の事故防止対策を総合的に推進していく必要がある。

第2節 講じようとする施策

1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等、安全対策の推進を図る。特に京都丹後鉄道について、京都府と沿線自治体が連携して施設の維持管理費等を支援していく。

また、駅施設等について、高齢者、身体障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を推進する。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べ事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

3 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故における人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

4 救助・救急活動の充実

鉄道交通の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。

